

(電子メール施行)

障 号 外  
令和4年7月29日

障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者 殿

宮城県保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく高齢者施設等  
の検査に係る実施内容の一部変更について (通知)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について (令和4年7月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) 及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和3年11月19日 (令和4年7月15日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定) に基づき、下記のとおり内容を一部変更し、令和4年8月1日以降、これまで実施していた随時検査 (職場に出勤した職員に症状が現れた場合の検査) から、頻回検査 (職員への2週間に1回程度の検査) に変更しての実施を要請いたしますので、御協力をよろしくお願いたします。

今般、新型コロナウイルス感染症が再び大幅な拡大局面に入ったことから、県内の医療体制の逼迫を招かぬよう、各障害福祉サービス事業所等における感染者の早期発見と感染拡大の防止がより一層重要となりますので、積極的な検査への御協力を重ねてお願い申し上げます。

なお、抗原定性検査キットの送付を希望する場合は、当課ホームページから電子申請で受け付けておりますので、御活用をお願いします。

#### 記

##### 1 実施期間

令和4年8月1日から当面の間

##### 2 検査器具・方法

抗原定性検査 (鼻腔ぬぐい液)

##### 3 検査実施頻度

頻回検査 (職員1人あたり 2週間に1回程度の検査)

また、これと併せて、職場に出勤した職員で症状が現れた者 (有症状者) を対象とした検査を引き続き実施する。症状については、微熱を含む発熱、せき、喉の痛み、その他の体調不良とする。なお、新規入所者などや施設外の親族等との接

(電子メール施行)

触があった利用者も検査の対象とできる。

4 対象施設

障害者支援施設，共同生活援助，宿泊型自立訓練，療養介護，生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，児童発達支援，放課後等サービス，居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護

5 検査キットの送付

電子申請のあった運営法人に対して送付する (法人で希望する事業所分をとりまとめて申請願います。)。

※ 別添「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく高齢者施設等の検査実施要領」及び当課ホームページを御確認願います。

障害福祉課アドレス

(障害福祉施設) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく高齢者施設等の検査について - 宮城県公式ウェブサイト (pref.miyagi.jp)

担 当：運営指導班 高橋(隆)・大槻

電 話：022-211-2558 F A X：022-211-2597

E-Mail：syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp